

保育所利用選考基準について

1 利用選考基準点表の考え方について

●保育の必要性の優先順位の決定は点数制とする。

次の2つの点数表（基本点数表・調整点数表）の合算により、優先順位を決定する。

区分	内容	最高点
基本点数表	保育の必要性の認定を受けるための事由の優先度を点数化 (別紙左表 ①～⑬) 外勤、自営業、看護・介護、妊娠・出産、農業など	24点
調整点数表	保育の必要性の認定事由以外（世帯状況等）に考慮すべき優先利用を点数化 (別紙右表) ○国が示す優先事由（①～⑧） ひとり親家庭、生活保護受給世帯、虐待やDVのおそれがあるなど ○本市が定める優先事由（⑨） 同居者の親族等の保育が可能など	20点

2 基本点数の考え方について

- 国が子ども・子育て支援法施行規則で規定する保育を必要とする事由に基づき設定する。
 - ・父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。
 - ・父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。
 - ・ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と24点との合算を基本点数とする。
 - ・父母ともいない場合は、48点(24点×2)を基本点数とする。

3 調整点数の考え方について

- 国が示す優先事由

優先利用	備考
ひとり親家庭	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務
生活保護受給世帯	就労による自立支援
生活中心者の失業により就労の必要性が高い	生活中心者の失業（自発的失業は除く）により生活困窮状態にある世帯 ※生活保護世帯との重複した加点はしない。
虐待・DVのおそれがある場合	児童を取り巻く環境等に着眼し、社会的養護の必要性
子どもに障害がある	障害児についての保育提供体制の確保
育児休業からの復帰	育児休業の促進
兄弟姉妹が同一施設、事業を利用希望している	保護者の通園に係る負担軽減
小規模保育事業などの卒園児童	地域型保育事業卒園児の受け皿の確保

●本市が定める優先事由（国が示す基準以外）

優先利用	備 考
同居者の親族等の保育が可能	これまでは同居の親族等がない場合については加点をおこなってきたが、今後は同居の親族等が保育可能な場合、減点を行い、同居の親族等がない又は同居の親族等がいるが保育の援助が受けられない世帯との調整（近隣団体においても減点）
認定事由が障害以外の保護者で、基本点に規定する障害者手帳等が交付されている	より保育の必要性が高いと考えられるため加点
一時預かり事業、認可外保育施設等の利用実績が過去3か月に平均10日以上ある	すでに保育が必要な状況にあり優先度が高いと考えられるため加点対象とする。（本市では小規模保育事業を未実施のため、保育が必要な方は一時預かり事業等を利用している可能性が高い）
求職中でハローワークの登録証が未提出	すでに求職活動をおこなっている方との調整を行うため減点対象とする。
未就学児の兄弟姉妹の申請なし	これまでも減点対象としてきたが、今後も同様の取扱いとする。（近隣団体においても減点）
正当な理由なく保育所の内定を辞退したことがある（同一年度内の入所申込みに限る）	入所申請者に対しできる限り辞退のないようお願いをしてきたが、幼稚園に入園できなかった場合の保険にする等、内定辞退が生じている状況である。（平成26年度の内定辞退は現在40名） 保育の必要性のある児童の入所を妨げないために、正当な理由のない内定辞退者から同一年度内の入所申込みがあった場合は減点対象とする。

4 同一合計点の場合の優先順位について

●合算点が同点となった場合の優先順位

保育の必要性の優先順位は、基本点数表と調整点数表の合算点により決定するが、合算点が同点となった場合の優先順位については、次の①～⑨のとおりとする。

- ① 虐待・DVのおそれがある世帯
- ② ひとり親世帯
- ③ 基本点数の高い世帯
- ④ 調整点数の高い世帯
- ⑤ 保育料の滞納がない世帯
- ⑥ 保育の必要性の事由が災害復旧、疾病、障害、妊娠・出産、外勤、自営業、介護・看護、農業、就学、内職の順
- ⑦ 養育している就学前児童の人数が多い世帯
- ⑧ 兄弟姉妹が同じ保育園を希望
- ⑨ 同居の親族がいない